

付候以後迄も常體の挾箱計りを御持たせ候處に、本家相續の被仰出以後の義は、諸事共に故中納言殿、三河守殿、兩人の通りと有之儀も、先兩人の通りに有之所に、寛永二年大猷院様○光徳川より御三家同前に、上野國に於て御鷹場拜領被仰付、是非共に在府候間久敷様に被仰付と也、其節江戸逗留の内所々の御門番所、又は、途中に於ては、人々御三家と見違、歴々方にも下馬被致候衆中杯多く候に付、伊豫守殿には、是非に難義有之、夫より挾箱に紋所の見へざる様にと有て、皮の油單を御掛させ候となり、然ば別に公儀の御差圖と申にも無之に付、何時にも火事騒動人込の時節に至り候ては、上の皮油單をばはづし申答に候と也、此油單の義に付、我等若年の節、淺野因幡守殿、丹羽左京大夫殿へ振舞に被參、夜に入歸宅之節、勝手座敷の内に、膳番所と申て、近習邊の侍共詰居申所有之、其前を被通候節、歩行頭役の者へ被申候は、其方支配の徒士の者に、梶川次郎左衛門義我等方へ不參以前には、松平越前守殿に罷在たると申は、其通りかと被申候へば、成る程御意の通りに候と申せば、其義に於ては次郎左衛門を呼に遣し候へと有之、無程次郎左衛門罷出候へば、因幡守殿直に次郎左衛門に被尋候は、西の年〇明暦三年、大火灾の節、越前守殿には、龍の口屋鋪より淺草邊へ立退被申候時は、挾箱に掛り候皮の油單は御取らせ候と有るは、其通りかと御申候へば、次郎左衛門承り、越前守立退候節は、屋鋪の内所々より焼上り、殊の外火急なる義に有之候、越前守は玄關の式臺の上より馬に乗るとして、供頭役の者を被呼、あの挾箱の油單をば、何とて取らせ不申哉、ケ様時節にも油單を取間敷ならば、覆の金紋も不入物也、急に取せ候へと被申候へば、あまり火急にて御座候へば、歩行中間者共寄り集り、引破り取捨候と申ければ、因幡守殿御聞有り、桑原定齋と申儒者へ被向、あの男が口上にて、埒明たる由御申候と也、

〔甲子夜話四十一〕都下諸大名ノ往還スルニ、ソノ行裝尋常ト殊ナルアリ、眼ニ留マル所ヲコヽニ
舉グ、○中略